

技術提案書作成要領

(総合評価落札方式)

技術提案書は、下記を参考に作成するものとする。

記

1. 技術提案書の構成

(1) 技術提案書の構成は、次のとおりとする。

- ア 提出文書 別記様式 1
- イ 業務実施体制 別記様式 2
- ウ 予定管理技術者の経験及び能力 別記様式 3
 - ・ 予定管理技術者の業務成績評定表 . . . 別記様式 3-1
- エ 企業の実績、能力、信頼性 別記様式 4
 - ・ 企業の業務成績評定表 別記様式 4-1
 - ・ 従業員への賃金引上げ計画の表明書 . . . 別記様式 4-2
- オ 業務の実施方針等 別記様式 5
- カ 技術提案 別記様式 6

(2) 技術提案書のサイズは A4 とし、(1) の各様式による。

(3) 技術提案書の内容は、簡潔に記載するものとする。

2. 技術提案書の内容

作成する技術提案書の内容は、次表及び様式に基づき記載するものとし、該当しない事項については「該当なし」と記載する。

なお、表紙を 1 頁とした頁番号を全頁に表示すること（頁の例：1／99～99／99）

記 載 事 項	内容に関する留意事項
(1) 業務実施体制 (別記様式 2)	① 当該業務を担当する予定技術者の氏名、所属、役職、資格及び担当業務の内容を記載する。 なお、技術資料提出時に配置する管理技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。 ② 管理技術者と照査技術者は、双方を兼ねることはできないものとし、その資格は、次の要件を満たしている者であること。 ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条に規定する技術士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又は当該調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算 2 ヶ年以上ある者で次のいずれかに該当する者。 イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（同法第 108 条第 2 項に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上ある者

	(イ) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者 (ロ) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有している者であって、卒業（卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後、森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者 (エ) 一般社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又はこれと同等の能力を有する者（技術士補、RCCMの資格を有する者）であって、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者 ③ 資格欄には、当該技術者が所有する資格の種類、部門（選択科目）を記載する。
(2) 予定管理技術者の経験及び能力 （別記様式3）	① 予定管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職及び保有する技術者資格を記載する。 また、保有する技術者資格を確認できる書類（資格者証等）の写しを添付すること。 ② 予定管理技術者の実績 ア 過去15年度間に完成した同種業務において、予定管理技術者が管理技術者として従事した実績の中から、次の優先順位で1件記載する。 なお、管理技術者として従事した実績がない場合は、照査技術者、担当技術者として従事した実績を記載する。 (ア) 国が発注した業務 (イ) 地方公共団体が発注した業務 (ロ) 上記以外が発注した業務 イ 同種業務は、入札公告に示す業務とする。 ウ 記載内容は、業務名、業務概要、発注機関名、履行期間、管理技術者成績評定点（成績評定点については、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長及び治山センター所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した業務で成績評定を実施している場合に限る。）とする。 エ 実績として記載した業務TECRISの写し又は契約書の写し（業務名、業務概要、履行期間、発注機関、社印を有する部分及び業務内容等が確認できる資料（検査合格通知書、管理技術者届及び工種別数量内訳書で管理技術者名が確認出来るもの）を添付すること。 オ 実績として記載した業務が、森林管理局長等が発注した業務であって、成績評定を実施したものである場合には、業務成績評定通知書の写しを提出すること。 ただし、業務成績評定点、管理技術者成績評定点及び照査技術者成績評定点のいずれかが60点未満の場合は、業務成績として認めない。 ③ 過去3度間の業務成績評定の平均点は、別記様式3-1に記載した件数及び平均点を記載する。 ④ 継続教育の取り組み状況は、過去3年度間に（公社）森林・自然環境

	技術教育研究センター(JAFEE)及び公益社団法人 日本技術士会が発行する森林部門に関する CPD (以下「森林分野」という。)並びに建設系 CPD 協議会に加盟する団体が発行する CPD (以下「その他分野」という。)の取得単位数とし、単位取得を証明する書類の写しを提出すること。 ⑤ 手持ち業務は、技術提案書提出時における国有林及び国有林以外の森林土木事業、その他公共機関の受注業務を含み、管理技術者として従事している契約金額が1千万円以上の業務を記載する。 なお、照査技術者及び担当技術者としての手持業務は記載不要。
(予定管理技術者の成績 評定について) (別記様式3-1)	⑥ 関東森林管理局管内の森林管理局長等が発注し、予定管理技術者が管理技術者として従事した同種業務について、過去3年度間に完成し業務成績評定が行われている場合は、当該技術者成績評定のうち管理技術者の評定点をすべて記載することとし、記載したすべての業務成績評定通知書の写しを添付すること。(2回目以降の技術提案書には添付不要)
(3)企業の実績、能力及び信 頼性 (別記様式4) (別記様式4-1) (別記様式4-2)	① 企業の実績及び能力 ア 関東森林管理局管内の森林管理局長等が発注した業務のうち、過去2年度間の同種業務の「低入札価格調査基準価格又は品質確保基準価格に該当した場合の受注者の義務」を付して受注した実績を全て記載する。 イ 関東森林管理局管内の森林管理局長等が発注した同種業務において、業務成績評定を実施しているものがある場合、過去3年度間の業務成績評定点の平均点を記載する。 ウ 過去10年度間において森林土木工事に係わる調査業務に関して、農林水産大臣又は林野庁長官からの表彰実績を記載する。又は過去2年度間において関東森林管理局が認定する調査等業務(大規模災害)の受注実績の有無を記載する。 ② 企業の信頼性 過去2年度間に関東森林管理局長から受けた指名停止措置、書面による警告又は注意喚起の有無を記載する。 指名停止措置を受けたことがある場合は、指名停止措置の理由、指名停止期間を記載する。 ③ ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組 次に掲げるいずれかの認定等の取得状況等を記載する。 ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」という。)第9条若しくは第12条に基づく認定(第9条に基づくものにあっては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)を受けている(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業)、又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。以下同じ。)を策定している(常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。) イ 次世代育成支援対策推進法第13条又は第15条の2に基づく認定を受けている(くるみん・プラチナくるみん、トライくるみん認定企業) ウ 青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)第15条に基づく認定を受けている(ユースエール認定企業) ④ 賃上げの実施を表明した企業等 ア 大企業は、事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に

	表明している有無を記載する。 イ 中小企業等は、事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を 1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している有無を記載する。 ウ 有の場合、提出した「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（様式 4－2）により表明した率の賃上げを実施したかどうかを、加点を受けた企業に対し、事業年度又は暦年の終了後、決算書等の提出（入札説明書参照）により達成状況を確認する。
(4)業務の実施方針等 (別記様式 5)	① 業務目的、内容、調査地域の特性、法令制限（保安林等）等を踏まえ、業務の方針を簡潔に記載する。 ② 当該業務を実施する際の業務の流れをフロー図等で示し、その内容を簡潔に記載する。 ③ 主な作業について簡易な工程表を作成し、主たる担当技術者の配置について記載する。 ④ 記載様式は別記様式 5 とする。A4 サイズ 2 枚以内(写真等を含む。)にまとめること。
(5)技術提案 (提案内容の的確性、実現性及び独創性) (別記様式 6)	① 以下のアからウまでについて、業務の内容や調査の対象となる地域・箇所の特性を踏まえて記載する。A4 サイズ 2 枚以内（写真等を含む。）にまとめること。 ア 総合的コストに関する事項 (ア) 工事コストの縮減 (イ) 維持管理費や更新費を含めたライフサイクルコスト等 イ 工事目的物の性能・機能又は調査の精度に関する事項 (ア) 工事目的物初期性能の持続性、耐久性等の性能・機能 (イ) 調査精度の維持、向上のための取組等 ウ 社会的要請に関する事項 (ア) 環境の維持 (イ) 施工への配慮 (ウ) 特別な安全対策 (エ) 省資源対策又はリサイクル対策等

※ 1. 予定管理技術者の実績及び企業の実績に添付する業成績評定通知書の写しは、総合評価落札方式の場合であって関東森林管理局管内のいずれかの署等へ、本入札公告日の属する年度の最初の技術提案書提出時に添付することにより、本入札公告日の属する年度の 2 回目以降の提出時においては、1 回目に提出している署等名、入札年月日、業務名を別記様式 3－1 及び 4－1 に記入することにより、再度の添付を要しない。ただし、無効となった入札及び総合評価落札方式以外の発注物件に提出した資料等をもって添付資料を省略することはできない。

2. 様式 4－2 「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は、内容に異動がない場合に限り、当該年度における初参加の入札へ提出した当該資料の写しの提出をもって代えることができる。ただし、表明書の事業年度が更新される場合は更新された事業年度の当初の申請時に提出すること。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価項目、評価の着目点及び配点

評 価 項 目	必須	評 価 基 準	評価点
技術者資格	○	技術士（森林部門（森林土木）に限る。）を保有	5 点

予 定 管 理 技 術 者 に 関 す る 事 項			林業技士（森林土木部門に限る。）を保有	3 点	
			その他の資格を保有又は経験（本業務に有用なものに限る。）あり	1 点	
	業務の実績 （過去 15 年度間）	○	国発注の同種業務において管理技術者としての従事経験あり	5 点	
			都道府県発注の同種業務において管理技術者としての従事経験あり	3 点	
			市町村発注の同種業務において管理技術者としての従事経験あり	2 点	
			同種業務における従事経験はあるが、管理技術者としての従事経験なし	1 点	
	過去に担当した同種業務の成績 （過去 3 年度間の平均）		関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評価における管理技術者評定点の平均が 80 点以上	5 点	
			関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評価における管理技術者評定点の平均が 76 点以上 80 点未満	4 点	
			関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評価における管理技術者評定点の平均が 73 点以上 76 点未満	3 点	
			関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評価における管理技術者評定点の平均が 70 点以上 73 点未満	2 点	
			関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評価における管理技術者評定点の平均が 70 点未満	1 点	
			関東森林管理局長等が発注した同種業務において管理技術者としての従事経験なし	0 点	
	技術者の専任性		管理技術者の手持ち業務（契約金額が 1 千万円以上のすべての業務）件数が 2 件以下又は契約総額が 3 千万円未満（※一方の要件が下位のランクに位置する場合は、下位の得点を付与。）	5 点	
			管理技術者の手持ち業務（契約金額が 1 千万円以上のすべての業務）件数が 3 件～4 件又は契約総額が 5 千万円未満	3 点	
			管理技術者の手持ち業務（契約金額が 1 千万円以上のすべての業務）件数が 5 件以上又は契約総額が 5 千万円以上	1 点	
	継続教育 （過去 3 年度間）		森林分野における継続教育（CPD）の取得ポイントが 20 点以上の証明あり	5 点	
			森林分野における継続教育（CPD）の取得ポイントの証明あり	3 点	
			森林分野以外の分野における継続教育（CPD）の取得ポイントの証明あり	1 点	
			継続教育（CPD）の取得ポイントの証明なし	0 点	
	小 計（最大値）				25 点
	企業	低入札価格調査基準価格等を下回った価格による同種業務の		低入札価格調査基準価格又は品質確保基準価格を下回る価格による同種業務（関東森林管理局長等が発注した業務に限る。）の受注実績（契約金額 100 万円未満を除	2 点

の実績・能力及び信頼性に関する事項	受注実績及び業務成績評定点 (過去2年度間)		く。)なし	
			低入札価格調査基準価格又は品質確保基準価格を下回る価格による同種業務(関東森林管理局長等が発注した業務に限る。)の受注実績(契約金額100万円未満を除く。)が1件の場合	1点
			低入札価格調査基準価格又は品質確保基準価格を下回る価格による同種業務(関東森林管理局長等が発注した業務に限る。)の受注実績(契約金額100万円未満を除く。)が2件以上の場合	0点
	過去に受注した業務の成績 (過去3年度間)		関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評定点の平均が80点以上	5点
			関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評定点の平均が76点以上80点未満	4点
			関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評定点の平均が73点以上76点未満	3点
			関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評定点の平均が70点以上73点未満	2点
			関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評定点の平均が70点未満	1点
			関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評定点なし	0点
	優良業務表彰 (過去10年度間)及び調査等業務(大規模災害)の受注実績(過去2年度間)		農林水産大臣又は林野庁長官からの表彰の実績あり	2点
			過去2年度間において関東森林管理局が認定する調査等業務(大規模災害)の受注実績のあり	1点
			実績なし	0点
	信頼性 (過去2年度間)		関東森林管理局長による指名停止措置、書面による警告又は注意喚起を受けていない	0点
			関東森林管理局長による指名停止措置、書面による警告又は注意喚起を受けている	-3点
	ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組		えるぼし、プラチナえるぼし、一般事業主行動計画、くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん又はユースエールのいずれかの認定を受けている	1点
			上記に記載されている認定等を受けていない。	0点
	賃上げの実施を表明した企業等		・大企業は、事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること ・中小企業等は、事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること	4点
			上記の内容に該当しない	0点
			賃上げ実績が賃上げの基準に達していない場合、若しく	-5点

			は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は書類等が提出されない場合であって、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間に該当する	
			上記の内容に該当しない	0点
	小 計 (最大値)			14点
業務の実施方針に関する事項	業務理解度		保安林制度、森林保全整備事業、業務の対象となる地域・箇所特性、業務目的・内容等を理解し、実施方針に的確に反映	5点
			保安林制度、森林保全整備事業、業務の対象となる地域・箇所特性、業務目的・内容等を理解し、実施方針に概ね反映	3点
			保安林制度、森林保全整備事業、業務の対象となる地域・箇所特性、業務目的・内容等の理解が十分でなく、実施方針も見直しの必要あり	0点
	実施手順の妥当性		前提条件を把握した上で、十分かつ幅広く検討を行い、妥当な実施手順である	5点
			前提条件を把握した上で、十分かつ幅広く検討を行い、妥当な実施手順である	3点
			前提条件等の把握や必要な検討が不足している	0点
	小 計 (最大値)			10点
技術提案に関する事項	総合的なコスト (維持管理費・更新費を含めたライフサイクルコスト縮減への対策)		長期的な視点かつ新技術を踏まえ、実現性のある提案をしている	5点
			必要な知見を有し、概ね実現性のある提案をしている	3点
			コスト縮減意識が低く、検討結果も一般的・抽象的である	0点
	工事目的物の性能・機能又は調査精度 (①工事目的物の初期性能の持続性・耐久性等の性能・機能への対応、②調査精度の維持・向上のための取組)		工事目的物の性能等を十分理解し、現地実態を踏まえた高度な提案や、それを実現するための方策を提案している	5点
			工事目的物の性能等を理解し、概ね現地実態を踏まえた提案や、精度向上方策を提案している	3点
			工事目的物の性能等に対する理解や現地の実態把握が不足し、精度確保のための検討も不十分である	0点
	社会的要請 (①水質汚濁、木製構造物、生物多様性、景観保全等の環境の維持に対する取組、		施行箇所の位置付け等を十分理解した上で、自然環境、既設構造物の保全、現地発生材の活用等を十分検討し、提案している	5点

項	②工期・施行方法・既設構造物への対応等の施工上の取組、③特別な安全対策が必要な場合の取組、④工事に係る現地発生材利用等の省資源・リサイクル対策への取組)	施工箇所の位置付け等を理解し、概ね必要な検討を行った上で、提案している	3 点
		施工箇所の位置付け等の理解が不十分であり、必要な検討・配慮が不足し、画一的な提案となっている	0 点
	小 計 (最大値)		15 点
技術点の合計(最大値)			64 点

※ 1. 各項目において未記入、添付書類の不備又は誤記入等で評価の判断が困難な場合は、当該評価項目については最低点とする。

2. 配置予定技術者の候補者を複数者記載する場合は、資格・実績等の評価が最も低い者で評価する。

(2) 技術提案の履行確実性の各評価項目における評価基準は以下のとおりとする。

評 価 項 目	評 価 基 準
業務内容に対応した経費が計上されているか	すべての積算費目において必要額以上を確保している又は必要額を下回った費用については、その理由が明確であるか
配置予定技術者に適正な報酬が支払われているか	各々の技術者に支払われている報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は必要額を下回っている場合であっても、その理由が明確であるか
品質管理体制が確保されているか	照査予定技術者の人工が必要人工（標準案）を確保している又は人工が必要人工（標準案）を下回っている場合であっても、その理由が明確であるか
再委託先への支払は適正か	再委託の内容、金額が明確であるか

(3) 総合評価の方法等

ア 技術等に対する得点は、各評価項目毎の評価点の合計とし、得点配分は 60 点とする。

ただし、設定した評価項目の最高得点の合計が 60 点とならない場合は、採点結果得点を 60 点満点に換算する。

よって、技術点の最大が 64 点であることから、得られた技術点に 60/64 を乗じた数値を技術点として与える。

イ 入札価格に対する得点は、入札価格を予定価格で除して得た数値を 1 から減じて得た値に入札価格に対する得点配分（60/30/20 点のうち、入札公告 4. の(1)のイに示す得点配分）を乗じて得た値とする。

得点＝価格に対する配分得点×（1－入札価格／予定価格）

ウ 総合評価は、入札者の申込みに係るアとイの合計点による「評価値」をもって行う。

評価値＝技術等に対する得点 ＋ 入札価格に対する得点

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

(ア) 入札価格が予定価格(税抜き)の制限の範囲内であること。

(イ) 必須項目がいずれも無得点でないこと。

イ 上記アにおいて、「評価値」の最も高い者が 2 者以上いる場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(5) 責任の所在等

- ア 分任支出負担行為担当官等が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において実施方針等を指定しない部分の業務に関する業者の責任が軽減されるものではない。
- イ 技術等に関わる提案が履行できなかった場合で、再度実施が困難あるいはその理由が合理的でない場合は、契約金額の減額若しくは損害賠償請求等を行う。
- ウ 業務完了後の検査の際に、提案の履行状況が請負者の責により満足できない場合には、満足できない評価項目ごとに、業務成績評定の点数を3点ずつ減ずることとする。
なお、提案の履行状況の確認は、提出された評価項目すべてについて行う。

(6) 技術提案書の作成及びその他技術提案の問合せに関する事項

問合せ先 〒371-8508

群馬県前橋市岩神町四丁目 16 番 25 号

関東森林管理局 総務企画部経理課 契約適正化専門官

電話 027-210-1149

(7) その他

技術提案書作成要領中に掲げた期間の定義は次のとおりとする。

- ア 「過去1年度間」とは、入札公告日の属する年度の前年度4月1日から前年度3月31日までの1年度間をいう。
- イ 「過去2年度間」とは、入札公告日の属する年度の前々年度4月1日から前年度3月31日までの2年度間をいう。
- ウ 「過去3年度間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた3年前の4月1日から前年度3月31日までの3年度間をいう。
- エ 「過去10年度間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた10年前の4月1日から前年度3月31日までの10年度間をいう。
- オ 「過去15年度間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた15年前の4月1日から前年度3月31日までの15年度間をいう。